

# 知らないうちに会社がなくなる?! ～ みなし解散の恐れあり ～

昨年の10月12日に法務大臣の官報公告がありました。

(法務省ホームページより一部抜粋)

最後の登記をしてから12年を経過している株式会社、又は最後の登記をしてから5年を経過している一般社団法人若しくは一般財団法人は、事業を廃止していないときは、「まだ事業を廃止していない」旨の届出を管轄登記所にする必要がある。

公告の日から2か月以内に(平成29年12月12日(火)までに)「まだ事業を廃止していない」旨の届出がなく、また、登記の申請もされないときは、平成29年12月13日付けで解散したもの とみなされる。

平成18年に会社法が改正され、役員及び監査役の任期を最長10年にすることが出来るようになりました。

平成18年に役員及び監査役の任期を10年にした会社は、任期満了に伴い平成28年に役員変更登記をしなければいけなかったはずです。

最後の登記をおこなってから12年経過した会社に対して、官報公告と同時に管轄の登記所から通知書が送られてきます。この場合2ヵ月以内に『まだ事業を廃止していない』旨の届出書を提出する必要があります。

もしこの届出書を提出しなかったり、登記申請等をしなかった場合、**登記官の職権で解散の登記がおこなわれます。(みなし解散)**

この通知書がなんらかの理由で届かなかった場合も、みなし解散の手続きが進められてしまいます。

みなし解散になった時は、会社継続の手続き(登記等)をおこなうか、もしくはそのまま解散・清算の手続きをしなければなりません。いずれにせよ時間と労力・費用がかかります。また、会社継続の手続きをおこなっても謄本に解散の事実が記載されてしまいます。

あなたの会社の役員等の登記内容を把握する為に、謄本(履歴事項全部証明書)を取得して確認して下さい。

法務省リーフレット

<http://www.moj.go.jp/content/001235093.pdf>